

対象者はぜひ相談を

税の各種相談会



◆所得税の震災関係相談会

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた人は、手続きをしていただくことにより所得税の全部または一部を軽減できる場合があります。当日持参していただく書類は、損害内容により異なりますので下記へお問い合わせください。

日時：1月24日(火)、25日(水) 9時30分～12時、13時

15時30分 場所：市民ふれあいセンター2階会議室

◆**所得税・事業税・住民税の申告書作成相談会**

日時：2月3日(金) 9時30分～12時、13時～15時30分
場所：市民ふれあいセンター2階会議室 対象：所得税・事業税・住民税申告(譲渡所

得者は除く)

◆**税理士による小規模納税者などのための無料申告相談**

日時：2月3日(金) 9時30分～12時、13時～15時30分
場所：市民ふれあいセンター2階会議室 対象：所得30万円以下(医師、弁護士、譲渡所得者は除く)

◆**税務課市民税**
日時：1月24日(火)、25日(水) 9時30分～12時、13時
場所：市民ふれあいセンター2階会議室 対象：所得税・事業税・住民税申告(譲渡所

国税電子申告・納税システム

「e-Tax」でラクラク確定申告

①ホームページから簡単確定申告

所得税の確定申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成することができます。さらにe-Taxを利用すると、作成した申告書データに電子証明書を添付して、送信(提出)することができます(事前に所定の手続きが必要)。また「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などは、プリントアウト(白黒でも可)して、そのまま税務署に提出することもできます。

②最高4千円の税額控除

本人の電子署名および電子証明書を付して、所得税の確定申告をe-Taxで申告期限内に行う場合、最高4千円の税額控除を受けられます(ただし、平成19年分から22年分で控除を受けた人は受けられません)。

③添付書類の提出または提示が不要に

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、書類の提出または提示を省略できます(ただし、確定申告期限から3年間は添付書類の提出または提示を求められることがあります)。

④還付金がスピーディーに

e-Taxで申告された還付申告書は早期に処理されます(3週間程度)。

⑤ダイレクト納付が可能に

事前に税務署に届け出をしておけば、e-Taxで電子申告などの送信をした後に、届け出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができます(ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります)。

国税庁HP「<http://www.nta.go.jp>」 〇〇〇〇〇〇

償却資産をお持ちの皆さん

申告期限は1月31日(火)です

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品などの有形固定資産をいいます。

◆**主な償却資産(例)**
農業：田植機、乾燥機、もみすり機、鶏舎、牛舎、ハウス、ポンプ、動噴など
自営業：レジスター、パソコン、自動販売機、クーラー、応接セットなど
建設業：パワーショベル、クレーン、コンプレッサー、発電機など

◆**申告をしなければならない人**
市内で農業を営み、償却資産を所有している人および市内の店舗、事務所、工場などで事業用の償却資産を所有している人。

※平成23年に申告した人には、12月中に申告書を発送する必要があります。新たに資産を取得し申告書が必要な人は、左記までお問い合わせください。
〇〇〇〇〇〇

給与支払報告書

事業主の皆さん提出をお忘れなく

事業主や青色申告をしている人で、給与(パート、アルバイト、専従者、退職者を含む)・賃金を平成23年中に支払った場合は、「給与支払報告書」を1月31日(火)までに左記へ提出してください。



◆**提出先**
〒289-2198
匝瑳市八日市場ハ793-2
匝瑳市役所税務課市民税班

〇〇〇〇〇〇

公的年金源泉徴収票

確定申告に必要です

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象になります。そのため、老齢年金を受給している人には、1月下旬に源泉徴収票が届きます。この源泉徴収票は、平成23年中に支払われた年金額や源泉徴収額を証明する書類として、確定申告をするときに必要となるため大切に保管してください。

源泉徴収票が2月になって届かない、もしくは紛失した場合、おしえてななちゃん国民年金Q&A

【IP電話・PHSからは】
☎03・6700・1165
☎0570・05・1165

【ねんきんダイヤル】
☎0570・05・1165

また、過去の源泉徴収票が必要な場合、平成19年以降のものであれば再発行できます。

てしまった場合には再発行できますので、「ねんきんダイヤル」にお電話ください。年金事務所でも再発行できます。

また、過去の源泉徴収票が必要な場合、平成19年以降のものであれば再発行できます。

【ねんきんダイヤル】
☎0570・05・1165

【IP電話・PHSからは】
☎03・6700・1165

☎日本年金機構佐原年金事務所
☎0478・54・1442



Q 4月に1年分の国民年金保険料をまとめて支払ったのですが、今月から厚生年金に加入することになりました。納めすぎた保険料はどうなりますか。

A 国民年金を前納してから厚生年金に加入したり、第3号被保険者に変更したりすると、自分で国民年金保険料を納付する必要がなくなるため、納めすぎた保険料は還付になります。また、同じ月の保険料を二重に納めてしまった場合、厚生年金期間や3号被保険者期間など納付が不要な期間を納めてしまった場合も保険料は還付となります。

後日、日本年金機構から還付の通知が本人あてに郵送されますので、還付金の受取口座などの必要事項を記入の上、年金事務所の窓口へ提出するか、郵送で返送してください。

☎日本年金機構佐原年金事務所
☎0478・54・1442

☎市民課国保年金班
☎73・0086

申告書の作成・相談はお早めに

確定申告会場は銚子読売ビル

平成23年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書の作成・相談と提出の会場は「銚子読売ビル2階」です。

設置期間…2月1日(水)～4月2日(月)※土・日・祝日を除く **受付時間**…8時30分～16時 **所在地**…銚子市西芝町475-1(JR銚子駅より徒歩3分)※駐車場が狭いため、車での来場はご遠慮ください。

◆銚子税務署内には、申告書作成・相談会場は設けておりませんので、ご注意ください。

◆納税証明書が必要な人は銚子税務署で手続きをしてください。

◆会場には納税窓口がありませんので、振替納税をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納付してください。

◆匝瑳市役所および野栄総合支所での相談・提出は従来通り行います。詳細は広報そうさ2月号でお知らせします。

◆東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた場合は、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除する方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減または免除を受けることができます(平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択)。軽減措置を受けるには、印章のほか次の書類が必要となります。

①被災した資産、取得時期、取得価額の分かるもの(売買契約書や請負契約書など) ②被災した資産の取り壊し費用、除去費用などの分かるもの(請負契約書や領収書など) ③被災したことにより受け取る保険金や補助金などの金額が分かるもの(支払通知書など) ④被災証明書(市町村から交付された場合) ⑤還付金振込先の金融機関名および口座番号の分かるもの(所得税が還付となる場合) ⑥平成22年分の確定申告書の控え ⑦平成23年分の所得金額や所得控除額の分かる書類(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)

※被災して上記の書類などをお持ちでない場合は下記までご相談ください。

☎銚子税務署 ☎0479-22-1571

新成人の皆さんへ

国民年金に加入しましょう



国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人(外国人も含む)が自動的に加入する制度です。

会社員や公務員など厚生年金や共済年金加入者は第2号被保険者、第2号被保険者に扶養されている配偶者は第3号被保険者、その他は第1号被保険者となります。

第1号被保険者となる人は市役所などで加入の手続きが必要です。第3号被保険者となる人は配偶者の勤務先へ加入の届け出をしてください。

学生などで所得が少なく保険料の納付が難しい場合、免除や猶予の申請もできますので、市役所もしくは年金事務所にご相談ください。

また、何も手続きをせずに未納・未加入となっている場合、病気や事故などで障害が残ったときに障害年金の受給ができないことがありますのでご注意ください。

☎日本年金機構佐原年金事務所 ☎0478・54・1442、市民課国保年金班 ☎73・0086